

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての一部改正 新旧対照表

新	旧
第4条関係	第4条関係
<p>1 入札参加資格として定めるべき第2項各号に掲げる要件は、原則として、請負対応額に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 請負対応額が3億円未満である工事</p> <p>① 略</p> <p>② 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可（請負対応額が<u>1億</u>円以上である場合又は元請負人が締結する下請負契約の代金の総額が5,000万円（建築一式工事にあっては、8,000万円）以上となることが見込まれる場合に要件とするものとする。）</p> <p>③～⑥ 略</p>	<p>1 入札参加資格として定めるべき第2項各号に掲げる要件は、原則として、請負対応額に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 請負対応額が3億円未満である工事</p> <p>① 略</p> <p>② 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可（請負対応額が<u>8,000</u>万円以上である場合又は元請負人が締結する下請負契約の代金の総額が5,000万円（建築一式工事にあっては、8,000万円）以上となることが見込まれる場合に要件とするものとする。）</p> <p>③～⑥ 略</p>
第13条関係	第13条関係
<p>落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果通知書については、ファクシミリ又はメールにより速やかに当該落札候補者に通知するとともに、電話等の方法によりファクシミリ等が受理されたことを確認するものとする。</p>	<p>落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果通知書については、ファクシミリ_____により速やかに当該落札候補者に通知するとともに、電話等の方法によりファクシミリ_____が受理されたことを確認するものとする。</p>
第14条関係	第14条関係
<p>1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書の原本又は写しを提出させることにより確認するものとし、納税証明書の発行日は入札公告の日以降のものでなければならない。</p> <p>2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書（別記様式）の原本又は写しを提出させることにより確認するものとし、納入証明書又は納入確認書の発行日は入札公告の日から落札決定日の属する月内のものでなければならない。</p> <p>3 (削除)</p> <p>4 (削除)</p>	<p>1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書の原本又は写しを提出させることにより確認するものとする。</p> <p>2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書（別記様式）の原本又は写しを提出させることにより確認するものとする。</p> <p>3 前2項の証明書及び確認書の発行日は、入札公告の日以降のものでなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、落札者が、県が発注した他の工事において第2項の規定により証明書又は確認書を提出している場合又は県が発注した業務において秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用（平成20年3月17日建管-2460）第14条関係第2項</p>

の規定により証明書又は確認書を提出している場合
は、当該証明書又は確認書の発行日が入札公告
の日から落札決定の日の属する月内に限り、当該
証明書又は確認書の写しを提出させることにより
確認できるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての規定は、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事等から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事等については、なお従前の例による。